

事業評価書（事前）

事務事業名		児童相談所相談関係職員研修会	
事務事業の概要	(1)目的	児童家庭福祉の動向と児童相談所の役割についての理解、児童の権利擁護の視点から、児童虐待問題等への対応について多面的に理解するとともに、演習を通じて、相談援助能力の向上を図ることを目的とする。	
	(2)内容	児童家庭福祉の動向と児童相談所の役割 「子ども虐待対応手引き」の内容を児童相談所ワーカーの視点から理解 「子ども虐待対応手引き」の内容を法律見地から理解 児童虐待への対応の実際等の研修を行う。	
	(3)達成目標	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; text-align: right;">予算額（案）</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">0.7百万円</td> </tr> </table> 各関係法等に基づく事業内容を修得させ、児童相談所相談関係職員としての資質の向上を図る。 （参考：研修定員）80名	予算額（案）
予算額（案）	0.7百万円		
評価	(1)必要性	〔国民や社会のニーズに照らした妥当性、公益性、官民の役割分担、緊要性の有無〕 児童相談所相談職員として必要な知識・技術を修得することは、児童虐待が社会問題となっている現状に鑑みて、適切な指導をするにあたり必要不可欠である。 また、本研修は、行政担当者として必要な知識を修得するためのものであるため、行政内部において積極的に推進する必要がある。	
	(2)有効性	〔これまでに達成された効果、今後見込まれる効果、効果の発現が見込まれる時期〕 本研修の受講者は児童相談所相談関係職員に対する研修の実施により、児童虐待への早期対応に対する主眼事項等、関係法令の趣旨をもとに深く理解するとともに、実際の相談活動における知見を修得することが可能となる。 また、受講生は各現場にて従事する者であり、受講後、すぐに現場において活躍することが考えられ、即効性を有する。	
	(3)効率性	〔手段の適正性〕 国が本研修を行うことにより、地域の実情に配慮しつつ、全国統一的な査察指導実務の知識を修得することが出来る。 また、国が本研修を行うことにより、地域の実情に配慮しつつ、全国統一的な指導実務の知識を修得することが出来る。	
	(4)その他	全国統一的なサービス水準の向上及び維持が見込まれる。	
関連事務事業	なし		
特記事項	なし		
主管課及び関係課	（主管課）国立保健医療科学院（仮称） （関係課）大臣官房厚生科学課 社会・援護局福祉基盤課課福祉人材確保対策室		